

群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び「群馬県みどりの食料システム基本計画」（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 申請者の資格

実施計画の認定を申請することができる者は、以下の基準をすべて満たす者とする。

- (1) 本県内において環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体であること。
- (2) 一般的な栽培・飼養技術に加え、環境負荷低減事業活動を実施するにふさわしい技術力を有すること。
- (3) 個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関して決定権と判断力を有しており、農業経営の主体であること。

第3 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 法第2条第4項及び県基本計画第6に基づくものであること。
 - ① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動（同項第1号）
 - ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動（同項第2号）
 - ③ 別途農林水産大臣が定める事業活動（同項第3号）
- (2) 事業活動の実施にあたって新たな環境負荷が生じないよう配慮し、農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

第4 認定基準

実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 法第2条第4項に掲げる事業活動にあつては、「群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定に関する基準」（以下「基準」という。）に則して行うものとする。なお、法第2条第4項第1号に基づく活動において、基準にない作物は、基準にある作物と同程度の生産方式の内容に取り組むことで認定の対象とする。
- (2) 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であつて、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (4) 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (5) 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (6) 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。

- (7) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (8) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- (9) 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (10) 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

第5 実施計画の申請

申請者は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書（別記様式第1号）を作成し、耕種農業、畜産業、漁業においては、申請者の住所地（住所地・所在地で営農していない場合は主たる環境負荷低減事業活動を実施する所在地。法人その他の団体の場合は主たる事務所の所在地。以下「住所地等」という。）を管轄する農業事務所へ提出する。林業に関する計画に係る認定申請書の提出先は、別に定める。

2 認定申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式第2号。以下「実施計画書」という。）
- (2) 法第2条第4項第1号に掲げる事業活動にあっては、導入作物を栽培するほ場の土壌診断結果
- (3) その他参考資料

3 実施計画の申請受付時期は、8月及び2月とし、各月の1日までに提出するものとする。ただし、法第23条、24条、26条及び27条の特例、法及び租税特別措置法（昭和31年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合、又は農業事務所長が必要と認める場合においては、随時申請を受け付けるものとする。

第6 実施計画の認定

農業事務所長等は、申請された実施計画の認定審査を行い、適正と認めた場合には、申請者に対し、環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書（別記様式第3号）及び群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定証（別記様式第4号）を交付する。また、農業事務所長等は、認定審査にあたり、申請者の住所地等の市町村長に意見等を求めるとともに、必要に応じて関係機関に対して意見等を求めることができる。なお、実施計画の認定を受けた農林漁業者を「ぐんまエコファーマー」と称する。

- 2 認定期間は5年以内とする。なお、随時申請においては、5年以内で早く到来する3月又は9月の末日とする。
- 3 農業事務所長等は、実施計画を認定したときは、申請者の住所地等を管轄する市町村の長へその旨を通知する（別記様式第5号）。
- 4 農業事務所長等は、実施計画を認定しなかったときは、当該申請者に対して、不認定通知書（別記様式第6号）に認定しない理由を明記して交付する。
- 5 認定番号の採番方法については、別表のとおりとする。

第7 実施計画の変更

ぐんまエコファーマーが当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書（別記様式第7号。以下「変更申請書」という。）を農業事務所長等に提出するものとする。変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書（別記様式第8号）、その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 ぐんまエコファーマーが認定計画の軽微な変更をしようとするときは、環境負荷低減活動実施計画の変更に係る認定届出書（別記様式第9号）により、農業事務所長等に届け出るものとする。なお、認定計画の軽微な変更とは、次に掲げるものとする。ただし、設備等の導入の内容の全部又は一部を変更する場合は、認定計画の軽微な変更には当たらないものとする。
 - (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

- (2) 事業継承等による名義の変更（経営内容を変更する場合は除く。）
 - (3) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6か月以内の変更
 - (4) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金額の増減が10パーセント未満のもの
 - (5) 地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと農業事務所長等が認める変更
- 3 認定計画の変更の手続については、第6の手続を準用する。

第8 実施計画の認定の取消し

農業事務所長等は、認定を受けた実施計画に従つて環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

- 2 認定を取り消したときは、当該ぐんまエコファーマーに環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書（別記様式第10号）を交付する。

第9 実施状況の報告

ぐんまエコファーマーは、実施計画の再認定時には、前回認定期間内の環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書（別記様式第11号）を農業事務所長等に申請書と併せて提出する。また、農業事務所長等は、ぐんまエコファーマーに対して、認定期間中は必要に応じて提出を求めることができる。

- 2 農業事務所長等は、環境負荷低減事業活動に関する活動状況報告書（別記様式第12号）及びぐんまエコファーマー台帳の写しを毎年度6月30日までに農政課長に提出する。
- 3 農業事務所長等は、ぐんまエコファーマー台帳（別記様式第13号）を備え付け、ぐんまエコファーマー毎に認定、変更（軽微な変更を含む）及び取消について、その都度必要な事項を記載する。

附 則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

認定番号の付し方

認定権者	認定番号の付し方	例示
農業事務所長等	<p>【初回認定の場合】 (文書記号) 第 (認定年+認定月) - (番号) 号 ※認定年の年号は西暦で表記し、番号は年度毎に1から順に付す。</p> <p>【再認定の場合】 (文書記号) 第 (初回認定年+認定月) - (番号) - (再認定回数) 号 ※再認定の場合は、初回認定番号の後ろに再認定の回数を枝番号として付す。</p>	<p>(初回認定例) 中農第 202310-1 号 ※令和5年度の8月申請における中部農業事務所長認定1回目の場合</p> <p>(再認定例) 中農第 202310-1-1 号 ※上記農業者が再認定を1回行う場合</p>

※変更の認定の場合は、変更前の認定番号で認定する。

別記様式第1号（法第19条第1項関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住 所

氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

認定履歴	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再認定（認定番号： 農第 ー ）		
市町村	<input type="checkbox"/> 認定農業者	<input type="checkbox"/> 新規就農者	認定日	年 月 日
認定状況	<input type="checkbox"/> 認定なし	<input type="checkbox"/> 申請中		

(備考)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- (別紙) 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別表1) 団体の申請者一覧（構成員）
- (別表2) 特例措置の活用に関する事項
- (別表3) 環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表4) 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表5) 農業改良措置に関する内容
- (別表6-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表6-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表7) 食品等流通改善事業に関する事項
- (別表7-1) 食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）
- (別表7-2) 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）
- (別表7-3) 食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）
- (別添) 各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- (別添) 各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

- 1) 団体名及び申請者（代表者）欄に記載した上で、構成員をその下の欄に共同申請者として記載するか、別表1を添付すること。
- 2) 「⑤認定通知・認定証の発行」には、希望するものにチェック（レ）を付けること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - b. 温室効果ガスの排出の量の削減
 - c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - e. 餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
 - g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
 - h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

- 注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 法人その他の団体での申請で複数の取組を行う場合には、取組番号を付けること。
 - 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間： 年 月 ～ 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	（有機質資材の施用）	（現状）
		（目標）
	（化学肥料の施用減少）	（現状）
		（目標）
	（化学農薬の使用減少）	（現状）
		（目標）
環境負荷低減事業活動 の取組面積等		（現状）
		（目標）

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
 - 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N比等）を記載すること。
 - 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（t/10a等）、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a又はkg/10a等）を記入すること。
 - 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。
 - 法人その他の団体で申請を行う場合であって、全構成員が認定通知・認定証の発行を希望する場合は、全構成員分の実施内容、面積等を添付することとし、全構成員分を任意様式で一覧表などに整理して添付することができる。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。
- 3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
- 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。
- 5 法人その他の団体で申請を行う場合であって、全構成員が認定通知・認定証の発行を希望する場合は、全構成員分の実施内容、面積等を添付することとし、全構成員分を任意様式で一覧表などに整理して添付することができる。

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
- 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
- 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
- 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
- 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
- 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

- 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分
循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。
- 生産情報の記録及び保存
生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。
- 生物多様性への悪影響の防止
農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

7 ぐんまエコファーマーマークに関する事項

(1) マークの使用

「使用する」欄に☑した場合は(2)マーク使用対象及び年間予定使用枚数」の欄に使用予定を記入のこと

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 使用する | <input type="checkbox"/> 使用しない |
|-------------------------------|--------------------------------|

(2) マーク使用対象及び年間予定使用数

<input type="checkbox"/> 農産物に貼付	枚
<input type="checkbox"/> 包装容器に貼付または印刷	枚
<input type="checkbox"/> 包装箱に貼付または印刷	枚
<input type="checkbox"/> ポスター、チラシ、ワッペン、名刺	枚
<input type="checkbox"/> ホームページ等の web 利用	件
<input type="checkbox"/> その他 ()	

注1 マークの使い方に該当する項目すべてを☑すること。

- 2 マークの使用においては、「ぐんまエコファーマーマーク使用規定」に則り、適正に使用すること。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

(添付書類)

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

(別表1)

団体の申請者一覧（構成員）

氏名・法人名 (代表者)	住所	連絡先	事業活動の内容及び目標			経営規模 (ha)		売上げ (万円)		必要な資金の額及びその調達方法			活用予定の特例措置				
			取組内容	取組面積 (h a)		現状	目標	現状	目標	使途・用途	調達方法	金額 (千円)	税制	融資	補助金等	その他	
				現状	目標												
(代表者)																	

- 注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「取組内容」には計画書3（3）に記載した取組番号を記載すること。

(別表 4)

環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地				
	施設の種類 ・用途等	新設等の 別	建築 面積	所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表 3 の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

注 「番号」の欄は、別表 3 の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表5)

農業改良措置に関する事項
(法第23条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注1 当該措置の内容が該当する区分にチェック(レ)を付けること。

2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 6 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日 (法人の場合は法人の設立年月日)

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()			
経営規模	区	分	現 状	目 標 (年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

		現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量		t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()			
②の合計			
③堆肥製造量			
	うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量			
	うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

<p>【講ずる措置の類型】</p> <input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの <input type="checkbox"/> 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの <input type="checkbox"/> その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表3 の番号
		現 状	目 標 (年度)			
施設・ 機械の 種類				別表3に 記載	別表3 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（ 年～ 年）	支払 年度	別表3 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 6 - 2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：

代表者の氏名：

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に係る製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に係る販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量	t / 年	t / 年
家畜頭数換算		
牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥製造量	t / 年	t / 年
③堆肥販売量	t / 年	t / 年
うち環境負荷低減事業活動 に関する堆肥販売量	t / 年	t / 年

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表3 の番号
	現 状	目 標 (年度)			
施設 ・ 機 械 の 種 類			別表3に 記載	別表3 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 7)

食品等流通合理化事業に関する事項
(法第 27 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

注 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的又は定性的に記載すること。

3 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (3) に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の類型」にチェック (レ) を付けること (複数選択可)。

【講ずる措置の類型】

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 流通の効率化 (イ) | <input type="checkbox"/> 品質管理及び衛生管理の高度化 (ロ) |
| <input type="checkbox"/> 情報通信技術その他の技術の利用 (ハ) | <input type="checkbox"/> 国内外の需要への対応 (ニ) |
| <input type="checkbox"/> その他食品等の流通の合理化のために必要な措置 (ホ) | |

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。
年度 ～ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始 (開設) 年月日：
- ④ 事業内容：

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

別表 3 に記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減又は食品等の価値の向上若しくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表7-1
食品等生産販売提携型施設		別表7-2
卸売市場機能高度化型施設		別表7-3

(別表7-1)

食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の 規模・能力等 (㎡等)	事業費 (千円)	別表3 の番号
	別表3 に記載			別表3 に記載	
	別表3 に記載			別表3 に記載	
	別表3 に記載			別表3 に記載	

注1 安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、別表3に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

- 2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資又は農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。
- 3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資又は農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

(別表 7 - 2)

食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

1 連携する環境負荷低減事業活動を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：
- ② 資本の額又は出資の総額： (年 月 日時点)
- ③ 従業員数又は組合員数： (年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格又はその決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注 1 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表 3 の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注 1 「施設の種類」の欄は、別表 3 に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注 1 の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表 7 - 3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 3 の番号
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 3 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表 3 の番号
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
	別表 3 に記載			別表 3 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 3 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表3の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表3に記載			別表3に記載					
	別表3に記載			別表3に記載					
	別表3に記載			別表3に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表3に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m ² 等)	事業費(千円)	別表3の番号
	別表3に記載						別表3に記載	
	別表3に記載						別表3に記載	
	別表3に記載						別表3に記載	
	別表3に記載						別表3に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表3に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

別記様式第3号（法第19条第5項関係）

第 号
年 月 日

様

群馬県知事
（〇〇農業事務所）

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項の規定に基づき、認定をします。

群馬県環境負荷低減事業活動
実施計画認定証

住 所 〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和
4年法律第37号）に基づき認定します

認定期間：〇年〇月〇日まで

〇年〇月〇日

群馬県知事 〇〇 〇〇

別記様式第5号

第 号
年 月 日

市町村長 様

〇〇農業事務所長

群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定について（通知）

群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（以下「認定要領」という。）第6の規定に基づき、別添のとおり実施計画を認定しましたので、認定要領第6第2項の規定により通知します。

※該当地域の認定者一覧表（認定番号、認定者名、申請年月日、住所、認定作物名を記載）を添付すること。

第 号
年 月 日

様

群馬県知事
（〇〇農業事務所）

環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付で申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、
認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7号（法第20条第1項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 変更後の環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第8号）を添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第9号（法第20条第2項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

群馬県知事 様

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

(備考)

- 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

様

群馬県知事
（〇〇農業事務所）

環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第20条第3項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号により認定した環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対して審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 1 1 号（法第 46 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年 月 日

群馬県知事 様

申請者（代表者）

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画について、
下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
	(内容)	(現状)	
		(目標)	
	環境負荷低減事業活動の取組面 積等	(現状)	
		(目標)	

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。
評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた
C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。
3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第 1 2 号

第 年 月 日 号

農政課長 様

〇〇農業事務所長

環境負荷低減事業活動に関する活動状況報告書

群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領第 9 第 2 項の規程に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 年度中に生じた動向について

(1) 年度における計画認定者数及び失効の数

認定者数	認定の失効数
人	人 (人) ※ () 内は取消しの内数

(2) 事業活動の類型ごとの取組状況

事業活動の類型	認定数	認定の失効数 ※ () 内は取消しの内数
環境負荷低減事業活動実施計画 (内訳)		
a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少	件	件 (件)
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件	件 (件)
c. その他	件	件 (件)
特定環境負荷低減事業活動実施計画		
A. 有機農業	件	件 (件)
B. 地域資源の活用	件	件 (件)
C. 先端的な技術の活用	件	件 (件)

(3) 年度における実施計画の認定に係る特例の活用件数

「許可等」の欄に掲げる各種手続に係る特例が記載された実施計画の認定数を記載すること。なお、一の実施計画において複数の許可等が記載されている場合には、それぞれ計上すること。

許可等	活用件数
農地法第4条第1項の許可	件
農地法第5条第1項の許可	件
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の届出	件
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認	件

(4) 年度における税制特例の活用件数

機械等の名称・型式	令和 年度		令和 年度	
	機械等	一体的に整備する建物等	機械等	一体的に整備する建物等
	件	件	件	件
	円	円	円	円
	件	件	件	件
	円	円	円	円

※必要に応じて行を追加すること。

※一の実施計画において複数の機械等を導入する場合も、機械等ごとに計上すること。

※実施計画を認定した年度ではなく、実施計画上、機械等を導入するとされた年度において計上すること。

※金額は実施計画に記載されている金額（総額）を計上すること。

※複数の機械等と一体として導入する建物等がある場合には、当該建物等の額は重複して計上せず、もっとも額の大きい機械等と一体として計上すること。

(5) 年度における金融に係る特例の活用件数

資金の種類	活用件数
	※ () 内は関連措置実施者による活用件数
農業改良資金	件 (件)
林業・木材産業改善資金	件 (件)
沿岸漁業改善資金	件 (件)
畜産経営環境調和推進資金	件 (件)
食品流通改善資金	件 (件)

(6) 年度における有機農業栽培管理協定の認可及び失効の数

認可数	認可された協定に係る面積 (ha)	認可の失効数	失効した協定に係る面積 (ha)
※ () 内は関係する農用地所有者等の人数		※ () 内はそのうち取消しの数	※ () 内はそのうち取消しの数
()		()	()

※面積は概算でヘクタール単位で記載すること。

2 年度末における状況について

(1) 計画認定者数 () 人)

(2) 活動類型ごとの有効な実施計画の数

事業活動の種類	認定数
環境負荷低減事業活動実施計画	
a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・ 化学農薬の使用減少	件
b. 温室効果ガスの排出の量の削減	件
c. その他	件
特定環境負荷低減事業活動実施計画	
A. 有機農業	件
B. 地域資源の活用	件
C. 先端的な技術の活用	件

(3) 有効な有機農業栽培管理協定の数及び面積

認可数	認可された協定に係る面積
※ () 内は関係する農用地所有者等の人数	
()	ha

※面積は概算でヘクタール単位で記載すること。

(備考)

- 1 同意基本計画ごとに作成すること。
- 2 翌年度の7月31日までに地方農政局長等に提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業企画A4とすること。

ぐんまエコファーマー台帳

(〇〇農業事務所)

事務所 指導セ ンター	申請 状況	認定 年月 日 (初 回)	変更 年月日 (軽微変更 を含む)	実施期間		実施 状況 報告 書 提出 年月 日	認定番号	申 請 種 別	認定状況	申請者（代表者）			関連市町村		農林漁業経営の概況							
				始期	終期					氏名等	代 表 者	住所	主た る 市町 村	従た る 市町 村	経 営 面 積 (a)	栽 培 品 目	内 環境負荷低減事業活動取組品目					
																	品目 ①	面 積 (a)	品目 ②	面 積 (a)	品目 ③	面 積
	※1	※2	※2	※2	※2	※2	※3	※4		※5		※6	※7	※8								
		R5. 10. 1		R5. 10. 1	R10. 9. 30		中農第 202310-1			群馬 太郎		(市郡) (町村) (大字) (番地)	前橋市									

【記載要領】

- ※1 新規認定は「新」、再認定は「再」と記載し、再認定1回目の場合は「再1」、2回目の場合は「再2」と表記する。
- ※2 年号はアルファベットの頭文字を付して記載する。
- ※3 認定番号は、群馬県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領別表のとおり記載する。
- ※4 法人その他の団体からの申請の場合は「団体」と記載する。
- ※5 個人の場合は「氏名」、法人の場合は「法人名」（株式会社の場合は、略さず株式会社〇〇と記載。）、任意団体の場合は「団体名」を記載する。
- ※6 計画認定申請時に記載された住所を記載する。
- ※7 申請者の住所地（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地）を管轄する主たる「市町村名」を記載する。
- ※8 複数の市町村で環境負荷低減事業活動に取り組む場合、従たる事業活動場所を管轄する「市町村名」を記載する。（該当しない場合は「空欄」、複数ある場合は「〇〇市、〇〇町」のように記載する。）
- ※9 該当する類型に「○」を記載する。（該当しない場合は「空欄」とする。）
- ※10 該当する特例措置に「○」を記載する。（該当しない場合は「空欄」とする。）
- ※11 使用する場合は「○」を記載する。（該当しない場合は「空欄」とする。）

